

2020 年 11 月 1 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
サンフロンティア不動産株式会社
代表取締役 齋藤 清一

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役 堀口 智顕

吸収分割に関する事後開示事項

サンフロンティア不動産株式会社（以下「サンフロンティア不動産」といいます。）及びサンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「サンフロンティアホテルマネジメント」といいます。）は、サンフロンティア不動産及びサンフロンティアホテルマネジメントの間の 2020 年 9 月 16 日付吸収分割契約書、2020 年 10 月 27 日付吸収分割契約変更覚書（承継資産等の変更）に基づき、2020 年 11 月 1 日を効力発生日として、サンフロンティア不動産がホテル開発事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務をサンフロンティアホテルマネジメントに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2020 年 11 月 1 日

2. サンフロンティア不動産における事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書に基づき、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に基づき、該当事項はありません。

② 会社法第 787 条の規定による手続の経過

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約

権はありませんので、該当事項はありません。

③ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本吸収分割におけるサンフロンティア不動産からサンフロンティアホテルマネジメントへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. サンフロンティアホテルマネジメントにおける事項(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づく請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

サンフロンティアホテルマネジメントは、会社法第 797 条 4 項に基づき、2020 年 9 月 28 日付で株主に対して公告を行いました。同条第 1 項に従いサンフロンティアホテルマネジメントに対して株式の買取を請求した株主はありませんでした。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

サンフロンティアホテルマネジメントは、2020 年 9 月 28 日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報及び電子公告により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりサンフロンティアホテルマネジメントがサンフロンティア不動産から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

サンフロンティアホテルマネジメントは、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 11 月 1 日をもって、サンフロンティア不動産から本事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割によりサンフロンティアホテルマネジメントがサンフロンティア不動産から承継した資産の額（概算額）は金 143 億 5504 万 1335 円、負債の額は***金 49 億 5693 万 2655 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 11 月 2 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上